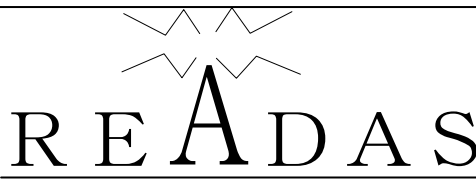


第 4435 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 3月 2日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 出産費用と医療費控除

Q：私は昨年、出産をして医療費をたくさん払いましたが、全て医療費控除の対象になりますか？

A：一定のものは対象になります。また、出産に伴い受け取った出産一時金は、医療費から差し引くことになります。

【解説】

医療費控除とは、自己又は自己と生計を一にする配偶者、その他の親族のために医療費を支払った場合に、一定の金額を医療費控除として、所得から引いてくれる制度です。

出産に伴って支出する費用については、おおむね次のようになっています。

- ①妊娠と診断されてからの定期検診や検査などの費用や通院費用は医療費控除の対象になります。なお、通院費用については領収書のないものが多いですが、家計簿などに記録するなどして実際にかかった費用について明確に説明できるようにしておく必要があります。
- ②出産で入院するときにタクシーを利用した場合のそのタクシー代は医療費控除の対象となります。ただし、実家で出産するために実家に帰省する交通費は、医療費控除の対象にはなりません。
- ③入院に際し、寝巻きや洗面具など身の回り品を購入した費用は医療費控除の対象にはなりません。
- ④入院中に病院で支給される食事にかかる費用は、医療費控除の対象になります。ただし、外食したりしたものや出前を取った費用などは、医療費控除の対象にはなりません。

